

# 1. 休養の必要性

体調不良、いじめ、周囲になじめない…様々な理由で学校に行けなくなった子どもが「休んでも良い」ということが、初めて法律に盛り込まれました。辛いときは、休むことが必要であることが認められました。

(第13条)

## 「確保法」の たまかなポイント

### 5つ

※「**教育機会確保法**」は、不登校の当事者・親の声をもとに生まれた、一人ひとりに合った学びの場を保障するための法律です。

# 2. 学校以外の 学びの場の大切さ

フリースクールや家庭など、学校以外の多様な学び場を選択できることが大切です。一人ひとりに合った居場所・学習環境を確保することの重要性が明記されています。

(第13条)

# 4. 公民連携

国、地方公共団体、フリースクールや親の会等、民間の団体その他の関係者がお互いに協力して連携していくことが基本理念として明記されています。

(第3条)

# 3. 「学校復帰」ではなく 「社会的自立」

これまでは、不登校対策として「学校復帰」が前提とされてきましたが、確保法の理念に基づき、令和元年10月25日の文科省の通達により、「学校復帰」の文言がある通知は廃止され、「社会的自立」を目指すことが明記されました。

# 5. 子どもや親への 必要な情報提供

学校や地方公共団体は、子どもや親に必要な情報提供をすることが明記されました。休養の必要性や民間施設の紹介など、個々への適切な支援のために、積極的な情報交換や連携をすることとしています。

(第13条)

※(正式名称) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

NPO 法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークのリーフレットより引用。詳しくは同 NPO の WEB サイトをご覧ください。

## 相談はこちら

### 【民間団体】

#### ●栃木登校拒否を考える会

住所：〒328-0054 栃木市平井町 980-9  
電話番号：0282-23-2290 / メール：3ishi3@cc9.ne.jp



#### ●お母さんのほけんしつ

保護者の方向けの無料 LINE 相談窓口です。右の QR コードよりお入りください。



#### ●KHJ とちぎベリー会

住所：とちぎ青少年センター  
電話番号：090-3900-5643

### 【自治体】

#### ●栃木県子ども若者引きこもり総合相談センター「ポラリスとちぎ」

住所：〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭 2-3-3  
電話番号：028-643-3422 H P: <https://www.polaris-t.net>

#### ●日光市引きこもり相談センター かがやき

住所：〒321-1261 栃木県日光市今市 741  
電話番号：0288-25-5508 H P: <https://kagayaki-nikko.info>

#### ●宇都宮市青少年自立支援センター「ふらっぷ」

住所：〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 1 丁目 1 番 13 号 中央生涯学習センター 4 階  
電話番号：028-633-3715 メール：u18060101@city.utsunomiya.tochigi.jp

### 【高校未進学、高校中退支援】

#### ●とちぎ若者サポートステーション

住所：〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り 1-5-13 サエラビル 3 階  
電話番号：028-612-2341 HP: <https://www.tochigi-ysc.org/wss>

#### ●とちぎ県南若者サポートステーション

住所：〒323-0023 栃木県小山市中央町 3-7-1  
電話番号：0285-25-7002 H P: <https://www.tochigi-ysc.org/wss>

#### ●とちぎ県北若者サポートステーション

住所：〒324-0021 大田原市若草 1 丁目 832  
電話番号：0287-47-5200 H P: <https://www.nc-coach.com/kenpoku-saposute>

# とちぎ 多様な学び場 居場所 MAP

マップ

～あなたはひとりじゃない～

不登校は誰にでも  
起こります。  
問題行動では  
ありません。

学校復帰を前提としない  
学校以外の場が  
求められています。

とちぎ県内の多様な  
学び場や居場所を  
紹介します。